

香川県知事 殿

届出日	令和 年 月 日	
届出者情報	郵便番号	〒 -
	住所	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

令和8年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 届出概要	届出方法 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 届出者本人 <input type="checkbox"/> 手続代行者			
	設置場所 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 届出者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(下記に記載)			
	郵便番号 (その他の場合に記載)	〒 -			
	住所 (その他の場合に記載)				
	住宅の種類 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 兼用住宅			
	太陽光発電設備の設置区分 (該当するものを選択)	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> その他			
	設置工事契約日	令和 年 月 日			
	工事着手予定日 <small>※工事着手予定日に関わらず、実際の工事は、受付番号を受領してから着手してください。</small>	令和 年 月 日			
太陽光発電設備	公称最大出力(合計値) <small>※太陽光モジュールの公称最大出力</small>	A		(kW)※小数点第2位まで記載(小数点第3位切捨て)	
	定格出力(合計値) <small>※パワーコンディショナーの定格出力</small>	B		(kW)※小数点第2位まで記載(小数点第3位切捨て)	
	出力値 <small>※A、Bのうち低い値を小数点以下切捨てで記入</small>	C		(kW)※小数点以下切捨て	
	補助金交付申請予約額 <small>※C(kW)×8万円/kW(上限45万円)</small>			,000(円)	
蓄電池 (20kWh以下)	蓄電容量	D		(kWh)※小数点第1位まで記載(小数点第2位切捨て)	
	補助対象経費 <small>※工事費込み・税抜き</small>	E		(円)	
	導入価格 <small>※E(円)÷D(kWh)≦125,000(円/kWh)となるよう努めること。</small>			(円/kWh)	
	補助金交付申請予約額 <small>※E(円)×1/3(上限20万円)ただし、14.1万円/kWhの1/3を上限とします。</small>			,000(円) ※千円未満は切捨て	
2 手続代行者	届出方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金届出の手続行為を委任します(委任状を添付)。 ※届出者本人が届出する場合は記載不要。				
	会社 支店・営業所名				
	代表者名				
	担当者名				
	電話番号				
3 重要事項確認	下記の項目すべてにチェックが入らない場合は、補助金の交付要件を満たしていないため交付申請予約届出書を受理できません。 下記の項目以外の交付要件は、本事業の交付要綱及び手続の手引をご確認ください。				
	補助要件	<input type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。		
		<input type="checkbox"/>	電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと。		
		<input type="checkbox"/>	本事業により導入する太陽光発電設備が発電する電力量の30%以上を、補助事業者の敷地内の住宅において消費すること。		
		<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備が発電した電力及び蓄電池が蓄電した電力は、住宅において消費すること。		
		<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備の発電量が計測できる機器を設置すること。		
		<input type="checkbox"/>	補助対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。		
		<input type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。		
<input type="checkbox"/>	蓄電池を設置する場合、導入価格(設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。)が12.5万円/kWh以下となるよう努めること。				